

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年11月26日開催 労働金庫業界]

1. 令和6年11月8日からの大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について

- 令和6年11月8日からの大雨にかかる災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- この大雨に伴う災害等に関し、鹿児島県に災害救助法が適用されたことを受け、九州財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 被災地で営業している金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

2. 特定回収困難債権買取制度の活用促進について

- 2011年5月の預金保険法改正により、債務者又は保証人が暴力団員である等の特定回収困難債権、いわゆる反社債権の買取りを預金保険機構が行う「特定回収困難債権制度」が導入された。
- 制度開始以降、2024年6月末までに、金融機関100先から累計325件、約81億円の債権買い取りを決定しており、多くの金融機関に本制度を積極的に活用していただいているものの、近年は活用実績が低調であり、また、未だに活用実績がない金融機関も存在している。
- 各金融機関においては、引き続き反社会的勢力との関係遮断に努めていただくとともに、仮に、反社債権の保有が判明した場合には、積極的に本制度の活用を検討していただきたい。

3. 「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会」の成果物の公表について

- 量子コンピュータが実用化されると、現在広く利用されている公開鍵暗号

の安全性が損なわれる（危殆化する）ことが指摘されており、耐量子計算機暗号（Post-Quantum Cryptography、PQC）への移行に向けた検討が国内外で始まっている。

- こうした中、金融庁において、PQC への移行を検討する際の推奨事項、課題及び留意事項について関係者と検討を深めるため、「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会」※（以下「本検討会」）を 2024 年 7 月から 10 月にかけて全 3 回開催した。

※ 本検討会には、3メガバンクや預金取扱金融機関に係る業界団体の代表者や暗号に関する有識者等がメンバーとして参加し、オブザーバーとして金融 ISAC、CRYPTREC 事務局、FISC、日銀金融機構局、NISC が参加。

- 耐量子計算機暗号（PQC）への移行対応は、既存の暗号の危殆化によって脅威に晒され得る情報資産を洗い出し、重要性に応じて優先順位を付け、システム投資を行う必要があるなど、長期にわたり多大なリソースを要するため、経営陣のリーダーシップのもと、全社的な対応が必要である。本検討会では、預金取扱金融機関の各業態の代表者の参加を得て議論を行っていただいた。経営陣がリスクを正しく認識し、リスク低減策を適切に推進できるようにすることを目的として、本検討会の議論を踏まえた成果物（報告書）を 2024 年 11 月 26 日に公表したので、ぜひ一読いただきたい。
- 今後、各協会や中央機関とも連携しながら、対応を進めていきたい。

（金融庁ウェブサイト）<https://www.fsa.go.jp/singi/pqc/index.html>

4. 口座不正利用対策に係る要請文のフォローアップ実施及びフォーラム開催について

- 特殊詐欺をはじめとする金融犯罪については、各金融機関において対応を強化いただいているものの、犯罪の手口もより巧妙化・多様化している。
- こうした状況を踏まえ、2024 年 8 月に法人口座を含む預貯金口座の不正利用等対策の強化について要請文を発出した。
- 本件に関する説明会等で既にお伝えしているとおり、金融庁では、本要請を受けた各金融機関の対応状況のフォローアップとして、2025 年 1 月以降、各金融機関に対し、要請への対応状況に関するアンケートを発出予定。
- 今般の要請では、直ちに対策を講じることが困難な場合には、計画的に対応いただくことをお願いしており、必ずしもアンケート発出時点で対策がすべて完了していることを求めているが、具体的な検討状況や今後の対応

計画を含め確認する。

- もっとも、本件に係る対策が金融機関の規模や立地に関わらず講じられるべきであることは繰り返しお伝えしていることから、検討未着手あるいは対応不要と判断した対策については、「なぜ対策を講じる必要がないのか」もあわせてご回答いただく予定。
- また、本要請にも記載の通り、金融犯罪対策に関する事例や取組の共有など、近隣金融機関間での連携は更に重要性を増している。
- 金融庁としても、金融機関間のノウハウ・取組の共有を促進すべく、財務局と連携し、各地域において、「口座不正利用対策」をテーマとした業態横断のマネロンフォーラムを順次開催していく予定。
- 各金融機関においては、近隣金融機関間での積極的な情報共有を通じて、地域全体でより一層の金融犯罪対策の強化につなげていただきたい。

5. NISA 推進戦略協議会（第2回）について

- 2024 年 8 月上旬に株式市場の相場急変が起こったことを受け、
 - ・ 個人投資家の動向に係る分析結果
 - ・ 相場急変時における各業界（各金融機関）等の対応事例・課題
 - ・ 金融経済教育の推進に向けた取組みについて、情報共有・意見交換等を行うべく、2024 年 10 月 29 日（火）に NISA 推進戦略協議会（第2回）を開催した。協議会においては、業界から、日頃の取組みも含め、対応事例の紹介があった。
- 金融庁からは、NISA 推進戦略協議会のメンバーに対し、
 - ・ 販売機関、商品を組成する金融機関等における、日頃からのものも含めた、顧客への対応等のための態勢整備
 - ・ 相場急変時等における実態把握（NISA 口座を通じた金融商品の売買状況、顧客からの問合せ・苦情状況等）の官民の連携による体制整備への協力
 - ・ J-FLEC 等の業務も活用しつつ、顧客（NISA 口座保有者）との接点を最大限に利用した、日頃からの金融経済教育の提供等の実施の3点を要請した。

- 引き続き、金融機関の皆様にもご協力をお願いしたい。

6. 10月G20及びG7財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

- 2024年10月23日から24日にかけて、ワシントンD.C.においてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容をご紹介します。

- ・ まず、国際金融規制改革の適時の実施に強くコミットする旨が再確認された。特に、バーゼルIII枠組みの全ての要素を完全かつ整合的な形で、かつ可能な限り早期に実施するとの、2024年5月の中央銀行総裁及び銀行監督当局長官（GHOS）による合意が、再確認された。
- ・ ノンバンク金融仲介（NBFI）に関しては、その脆弱性に対処し、強靱性を向上させるための、FSB等の作業が支持された。NBFIにおけるレバレッジによる脆弱性に対処するための勧告への期待が示されるとともに、オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチに係るFSBの政策勧告及びマネー・マーケット・ファンドの強靱性に係る政策勧告の実施が支持された。
- ・ クロスボーダー送金に関しては、グローバルな目標を達成するための「ロードマップ」の適時かつ実効的な実施へのコミットメントが再確認された。
- ・ 暗号資産に関しては、「暗号資産政策実施に関するG20ロードマップ」に関する最初の状況報告書が歓迎された。また、金融活動作業部会（FATF）基準のグローバルな実施の加速、及び、DeFi、ステーブルコインやP2P取引などから生じる新たなリスクに関する作業への支持が再確認された。
- ・ 最後に、サステナブル・ファイナンスに関しては、2021年に策定された「G20サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」に基づいた、2024年の「G20サステナブルファイナンス報告書」が支持された。また、採用は任意であるが、金融機関及び企業向けの「信頼性があり、強固で公正な移行計画に関するハイレベル原則」が歓迎された。

- また、10月25日にG7財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明では、金融関連の主な内容として、上記の論点に加え、

- ・ サイバーセキュリティに関して、サイバー脅威への対応能力を強化し、

将来に備えるための G7 サイバー専門家グループの作業が歓迎された。
この点において、2024 年 4 月に実施したクロスボーダー協調演習が成功裏に完了したことが言及された。

- 2024 年 12 月から南アフリカが G20 議長国を、2025 年 1 月からカナダが G7 議長国を務める予定。引き続き、皆様の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

(以 上)